PRECIOUS CARD ご利用約款

この「PRECIOUS CARD ご利用約款」(以下、「本約款」といいます。) は、UCC Capital 株式会社(以下、「当社」といいます。) が提供する PRECIOUS CARD について規定するもので、利用者が PRECIOUS CARD を利用する場合には、本約款が適用されます。

第1条(定義)

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) PRECIOUS CARD

当社がカード取扱店または当社アプリ上で発行する前払式支払手段である加減算型カードで、入金された金額をバリューとして管理し、当社指定の店舗における商品購入等に利用することができる機能を備えたものをいいます。なお、当社が当社アプリ上でバーチャル発行する PRECIOUS CARD を、特に「アプリ版 PRECIOUS CARD」といいます。

(2) 利用者

PRECIOUS CARD を入手し、これを保有、利用する者をいいます。

(3) カード取扱店

利用者が商品購入等を行った場合の代金の支払に、本約款に従ってバリューを使用することができる、「PRECIOUS CARD 取扱店」の掲示がある、当社が指定する日本国内の店舗または施設をいいます。

(4) 商品購入等

利用者がカード取扱店において販売する商品(ギフト券、PRECIOUS CARD、金券類その他一部商品を除きます。)を購入すること、または、役務やサービス等を受けることをいいます。

(5) バリュー

当社が管理する運用サーバ内に蓄積され、PRECIOUS CARDのカード番号毎に管理される金銭的価値を有する電子情報であって、利用者がカード取扱店において商品購入等を行なった場合に、その代金の支払に使用することができるものをいいます。

(6) バリューの使用

利用者がカード取扱店より商品購入等を行った場合に、その代金相当額につき、金銭による 弁済に代えて、運用サーバ内の利用者が保有するバリューを用いて弁済することをいいま す。

(7) チャージ

当社所定の方法でバリュー残高を増額させることをいいます。

(8) バリュー残高

利用者がカード取扱店での代金の支払等に使用することができるバリューの残高をいいます。

(9) ポイント

バリューの使用又はチャージをした場合に、特典として当社が定めた率を付与する価値をいいます。プレシャスメンバーズ会員に対しては、バリューの使用又はチャージをしない場合においても、プレシャスメンバーズ会員特典として付与する場合があります。

なお、ポイントは、利用者からの申し出により、カード取扱店において商品購入等を行なう際に、1 ポイントを 1 円相当として、商品購入等の代金の値引きに使用することができます。取得したポイントは、第三者への譲渡、および換金はできません。

(10)ポイント残高

利用者がカード取扱店で使用することができるポイントの残高をいいます。

(11)カード取扱店端末

利用者がカード取扱店においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、カード取扱店に設置される機器をいいます。

(12) 当社アプリ

当社または当社指定の者が提供するスマートフォン等向けアプリで、アプリ版 PRECIOUS CARD の発行、PRECIOUS CARD の情報の表示等ができるものをいいます。

(13) プレシャスメンバーズ

当社所定の方法で会員登録することにより、カード取扱店を快適に便利に利用するための様々なサービスを利用できるようになる会員組織です。サービス内容等の詳細については、 当社が別途定める利用規約のとおりとします。

第2条 (PRECIOUS CARD の発行等)

- 1. PRECIOUS CARD (アプリ版 PRECIOUS CARD を除く) は、カード取扱店において利用者に当 社所定の金額を支払ってバリューをチャージしていただくことにより当社が発行するも のとし、アプリ版 PRECIOUS CARD は、当社アプリ上で当社所定の方法によって発行する ものとします。
- 2. PRECIOUS CARD (アプリ版 PRECIOUS CARD を除く) の所有権は当社にあり、当社は PRECIOUS CARD (アプリ版 PRECIOUS CARD を除く) を利用者に貸与します。

3. 利用者は PRECIOUS CARD について、貸与・譲渡・売却・担保提供その他の処分をなすことはできません。また、PRECIOUS CARD は、利用者本人以外は利用できません。

第3条(バリューのチャージ)

- 1. 利用者は、カード取扱店、ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社のウェブページ上、または、当社アプリ上にて、当社所定の金額単位で PRECIOUS CARD へのバリューのチャージをすることができます。なお、1回にチャージできる金額は、チャージ方法等により異なる場合があります。
- 2. カード取扱店においてのバリューのチャージは、現金またはカード取扱店指定の方法で行うものとします。また、ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社のウェブページ上、および、当社アプリ上でのバリューのチャージ(以下、これらのチャージを「オンラインチャージ」といいます。)は、クレジットカード決済その他当社の指定する方法で行うものとします。
- 3. PRECIOUS CARD へ蓄積できるバリューの上限額は、1 つの PRECIOUS CARD につき、2 0, 0 0 0 円とします。

第4条(バリューの使用方法、PRECIOUS CARD の有効期限)【重要事項】

- 1. 利用者は、カード取扱店で、バリューを使用して商品購入等を行なうことができますが、バリューで代金を支払うことができる権利、商品および役務は、制限されることがあります。
- 2. 利用者が、カード取扱店のレジにおいて、PRECIOUS CARD を当該カード取扱店の店員に 提示し、当該店員がカード取扱店端末を操作して、当該 PRECIOUS CARD にチャージされ たバリュー残高から商品購入等の合計額相当のバリューを差し引くことにより、金銭に てお支払いされた場合と同様の効果が生じるものとします。
- 3. ご提示いただいた PRECIOUS CARD のバリュー残高が商品購入等の合計額に満たない場合は、改めて当該 PRECIOUS CARD にチャージいただくか、または、不足分を現金もしくは当社が指定する支払方法によりお支払いいただくものとします。なお、一度のお支払のために複数の PRECIOUS CARD をご利用いただくことはできません。
- 4. カード取扱店において PRECIOUS CARD をご利用いただいた場合、当該カード取扱店は、 ご利用の内訳明細および当該 PRECIOUS CARD のバリュー残高を表示したレシートを利用 者にお渡ししますので、必ずお受け取りいただき、レシートの記載とご利用の内容および当該 PRECIOUS CARD のバリュー残高に相違がないかについて、その場でご確認ください。その場で直ちに利用者から特段のお申し出がない場合、ご利用の内容および当該 PRECIOUS CARD のバリュー残高は、レシートの記載と相違がないものとみなします。
- 5. PRECIOUS CARD のバリュー残高とポイント残高にはそれぞれ有効期限がございます。 (1)バリュー残高の有効期限

最後にバリュー残高をご利用いただいた日から1年間ご利用がない場合、PRECIOUS CARD のバリュー残高は無効となりますので、PRECIOUS CARD を長期間にわたってご利用され

ない場合には、十分にご注意ください。なお、バリュー残高の「ご利用」とはバリューのチャージ、バリューを使用して商品購入等をすることを指します。

(2)ポイント残高の有効期限

最後にポイント残高をご利用いただいた日から1年間ご利用がない場合、PRECIOUS CARD のポイント残高は無効となりますので、PRECIOUS CARD を長期間にわたってご利用されない場合には、十分にご注意ください。なお、ポイント残高の「ご利用」とは PRECIOUS CARD を提示してポイントを使用することまたはポイントの付与を受けることを指します。

6. 利用者は、前項により無効となった PRECIOUS CARD のバリュー残高およびポイント残高 について、返金、換金、バリュー残高・ポイント残高の復活その他何らの請求をすることができないものとします。

第5条(バリュー残高等の確認方法)

- 1. PRECIOUS CARD のバリュー残高は、ご利用時にお渡しするレシートに記載されています。なお、ご利用いただかない場合でも、カード取扱店でPRECIOUS CARD を提示していただくことにより、バリュー残高を確認いただくことができます。
- 2. PRECIOUS CARD のバリュー残高は、当社の指定するウェブサイトおよび当社アプリにて確認いただくこともできます。ただしこの場合、システムの都合上、実際のバリュー残高と異なる場合があります。本項記載の方法で PRECIOUS CARD (アプリ版PRECIOUS CARD を除く) のバリュー残高を確認される場合は、PRECIOUS CARD の裏面に記載された 1 6 桁のカード番号及び 6 桁の PIN 番号 (スクラッチ加工されている場合はコインなどでスクラッチ加工部分を軽くこすっていただくと 6 桁の数字が現れます) の入力が必要です。
- 3. 当社の指定するウェブサイトおよび当社アプリにおいては、バリュー残高のほかご利用 の履歴も確認が可能ですが、システムの都合上、当社所定の件数を超えた過去の履歴、 および過去25ヶ月分以前の履歴はご確認いただけません。

第6条(当社アプリの使用方法)

- 1. 当社アプリを使用する利用者は、当社所定の方法でメールアドレス、パスワード等を入力のうえプレシャスメンバーズの会員登録をしなければなりません。当社アプリの利用者は、メールアドレスとパスワードを他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、これらの管理・漏洩や誤用に起因して生じた利用者の損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 2. 当社アプリでは、アプリ版 PRECIOUS CARD を発行できるほか、当社アプリに、 PRECIOUS CARD (アプリ版 PRECIOUS CARD を除く)の裏面に記載された「カード番号」 および「PIN 番号」を登録することにより、当該登録された PRECIOUS CARD の情報が含まれたアプリ版 PRECIOUS CARD をスマートフォン等の画面上に表示することができます。利用者がカード取扱店のレジにおいて、当該アプリ版 PRECIOUS CARD を提示した場

- 合、利用者が当該登録された PRECIOUS CARD を提示したのと同様に取り扱うものとします。
- 3. 当社アプリには、複数の PRECIOUS CARD の情報を登録することができます。この場合、 複数の PRECIOUS CARD のバリュー残高を 1 つの PRECIOUS CARD に統合することができま す。
- 4. 利用者がスマートフォンの機種変更等のために当社アプリを新たにインストールする場合、利用者は、当社アプリ所定の方法で登録したメールアドレス、パスワード等を入力することにより、バリュー残高等の PRECIOUS CARD の情報を引き継ぐことができます。なお、当社アプリの機能の詳細、操作方法等については、当社アプリ内の記載をご参照ください。

第7条(換金等)

本約款に定めのある場合を除き、PRECIOUS CARD のバリュー残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。

第8条(カードの紛失・破損等)

- 1. PRECIOUS CARD を紛失もしくは盗難された場合、または、利用者の許可なく第三者に利用された場合であっても、当社は機能の停止、返金、あるいは再発行等はいたしません。
- 2. カードやカードの機能を破損することがありますので、PRECIOUS CARD (アプリ版 PRECIOUS CARD を除く)を汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。
- 3. 当社は PRECIOUS CARD (アプリ版 PRECIOUS CARD を除く) が毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因が利用者の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該 PRECIOUS CARD の磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が明らかであるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要なバリュー残高を利用する機能を備えた新たな PRECIOUS CARD を発行するものとします。

第9条(資格の喪失)

- 1. 次のいずれかに該当する場合には、当社は、利用者に PRECIOUS CARD のご利用をお断りし、当該利用者が保有する全ての PRECIOUS CARD を無効扱いとします。なお、この場合、利用者は、バリュー残高の払戻しまたは PRECIOUS CARD の再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。
- (1) 利用者が不正な方法により PRECIOUS CARD を取得した場合や利用しようとした場合。
- (2) PRECIOUS CARD が改竄、偽造、または変造されたものである場合。
- (3) 当社アプリを変更、改竄、または不正利用した場合。
- (4) 本約款に違反した場合。
- (5) その他、PRECIOUS CARD の利用が不正であると当社が認める場合。

- 2. 当社は、前項各号の疑いがある場合、調査のため一時的に当該利用者が保有する全ての PRECIOUS CARD の機能を停止させることができます。
- 3. 利用者が死亡した場合は、PRECIOUS CARD に関する一切のサービスを利用できなくなります。この場合、バリュー残高はゼロとなり、払戻しも行われません。

第10条(カード取扱店との紛争等)

利用者がバリューの使用によりカード取扱店から購入した商品もしくは権利、またはカード取扱店から提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者とカード取扱店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者は当該カード取扱店との間で解決するものとし、当社はその責任を負いません。

第11条 (PRECIOUS CARD を利用できない場合)

- 1. 当社は、PRECIOUS CARD に関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、 停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない 事情により、カード取扱店の一部または全店において、予告なく PRECIOUS CARD のご利 用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとします。その際、PRECIOUS CARD がご利用いただけないことから利用者に不利益または損害が生じた場合でも、当 社は一切の責任を負わないものとします。
- 2. アプリ版 PRECIOUS CARD の利用者は、当社アプリのバージョンを最新にし、アプリ版 PRECIOUS CARD の利用を可能にするためのスマートフォンの機器操作等を当社所定の手順で行うものとします。利用者は、当社アプリのバージョンを最新にしていない場合、または、スマートフォンの機器操作等を誤った場合に、アプリ版 PRECIOUS CARD が利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、利用者のスマートフォンの品質や欠陥に関する問題については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第12条(業務委託)

当社は、PRECIOUS CARD に関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

第13条(反社会的勢力の排除)

- 1. 利用者は、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。

- (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると 認められる関係を有すること。
- (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務 を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 当社は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続を要することなく、当該利用者が保有する全ての PRECIOUS CARD を無効扱いとし、以後当該利用者について PRECIOUS CARD の発行をお断りします。なお、当社は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、PRECIOUS CARD が無効扱いとなったことに起因して当該利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 4 前項の場合、当該利用者の保有するバリュー残高はゼロとなり、払戻しは行われません。

第14条(免責)

PRECIOUS CARD を利用することができないことにより利用者に生じた損害・不利益について、当社は責任を負いません。ただし、当該損害・不利益が当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

第15条(約款の変更)

本約款を変更する場合、当社は、カード取扱店の店頭や当社所定のウェブサイトに掲示する 等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の 経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。

第16条(サービスの終了)

- 1. 当社は次のいずれかの場合には、事前に当社所定の方法で周知することにより、 PRECIOUS CARD に関するサービスの全部または一部を終了することができるものとしま す。
 - (1) 社会情勢の変化

- (2) PRECIOUS CARD に関するサービスに適用される法令の改廃
- (3) その他やむを得ない都合
- 2. 前項の場合、利用者は当社の定める方法により、バリュー残高に相当する現金の払い戻しを求めることができます。ただし、当社が前項の周知を行ってから2年経過した場合には、利用者は当該払戻請求権を放棄したものとみなされます。

第17条(合意管轄裁判所)

利用者は、PRECIOUS CARD の利用に関して当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第18条(準拠法)

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

≪個人情報の取扱いについて≫

ご登録頂いた個人情報は、当社の重要な利用者データとして厳重に管理させていただき、今後、当社のご案内をお送りするためにのみ使用させていただきます。

これ以外の目的で使用すること及び利用者の同意なく業務委託先以外の第三者に開示、提供することはございません。ただし、法令により提示を求められた場合を除きます。

附則

本約款は、2025年2月1日からこれを適用します。

《発行元》

UCC Capital 株式会社

神戸市中央区港島中町 7-7-7 TEL 078-306-0866

《お問合せ窓口》

ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社 お客様担当

神戸市中央区港島中町 7-7-7 TEL 078-306-0866

http://www.ufs.co.jp/